

事務局組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の事務の円滑な運営を図るため、本会の事務局の組織等について定めることを目的とする。

第2章 事務組織

(事務局代表)

第2条 本会の事務局に事務局代表を置く。

2 事務局代表を定款第65条第2項及び第3項に定める事務局責任者とする。

3 事務局代表は、会長又は会長を補佐する副会長に命を受け、事務局を統轄し事務を処理する。

第2条の2 事務局に副代表を置き代表を代行または補佐させることができる。

第2条の3 事務局に課長、主任を置くことができる。

(事務局の業務分掌)

第3条 本会の事務局の業務分掌は次の通りとする。

- (1) 主務官庁への報告、届け出に関する事
- (2) 本部所属固定資産に関する事
- (3) 警備防災等構内管理に関する事
- (4) 本部所要の什器、備品、その他需用品の受払い、管理に関する事
- (5) 給与、福利厚生、安全衛生に関する事
- (6) 諸保険に関する事
- (7) 役員との事務連絡に関する事
- (8) 郵便、電話、電信、文書の受発、配布に関する事
- (9) 文書の保管、管理に関する事
- (10) 官公庁、諸団体等との交渉に関する事
(但し、他の所掌に属するものを除く。)
- (11) 需用品の購買に関する事
- (12) 会員名簿、会員情報に関する事
- (13) 賛助会員に係る事務に関する事
- (14) 予算管理、決算に関する事
- (15) 国税、地方税に関する法令の研究、計算、申告、納税に関する事
- (16) 経理に関する支部の指導に関する事
- (17) 銀行取引に関する事
- (18) 金銭出納、手形・小切手の発行に関する事
- (19) 寄付金、貸付金、有価証券の受け払い整理に関する事
- (20) 会費の受入、管理に関する事
- (21) 受託費用の請求、受入に関する事
- (22) 補助金の請求、受入に関する事
- (23) 資金管理に関する事
- (24) その他会計に関する事
- (25) 他の規程に定められた事務に関する事

第3章 事務処理

(事務処理)

第4条 事務は、この規程の定めるところに従い、正確、迅速に処理しなければならない。

第5条 事務処理は、すべて担当者が文書によって立案し、事務局代表の決裁を受けて行う。但し、重要な事務は、会長の決裁を経なければならない。

(緊急を要する事務)

第6条 会長の決裁を経なければならない事務であつて緊急を要する事務は、副会長の決裁によって処理することができる。但し、この場合においては、遅滞なく会長の事後承認を得なければならない。

(代 決)

第7条 会長は、特に重要な事務を除き、通常の決裁文書の決裁を副会長に代行させることができる。

(他部門関連の事務)

第8条 他部門に関連する事務については、合議の上、手続きを経なければならない。

(到着文書)

第9条 本会に到達した文書は、すべて担当において收受し、文書受付簿に必要事項を記載した上、速やかに主務部門に配布しなければならない。

(発送文書)

第10条 発送文書は、発信番号を付し文書発送簿に必要事項を記載した上、遅滞なく発送しなければならない。

(発信人)

第11条 発送文書は、法人名、会長名、副会長名をもってする。

(完結文書)

第12条 完結文書は、完結年月日の順に整理する。

(文書の保存)

第13条 文書の保存類目及び保存期間は別に定める。

第4章 図書及び物品の購入・保管等

(図書の購入)

第14条 図書の購入又は購読契約は、事務局代表の決裁を得るものとし、事務局で保管する。

(物品の購入及び廃棄等)

第15条 物品の購入は、当用買いの場合を除き需用品の購買担当者が事務局代表の決裁を得て購入し、物品保管簿に記録しなければならない。但し、固定資産の取得又は一件10万円を超える物品の購入をする場合にあっては、理事の職務権限規程に則り、業務執行理事、代表理事の決裁を得なければならない。

2 毀損、その他の事由により物品を廃棄するときは、事務局代表の承認を得て、物品保管簿に廃棄年月日、理由を記録して廃棄しなければならない。但し、固定資産の除却又は一件3万円を超える物品の廃棄をする場合にあっては、理事の職務権限規程に則り、業務執行理事、代表理事の決裁を得なければならない。

3 第1項の規定は、役務及び本会が義務を負う契約の締結に準用する。

(収入印紙等)

第16条 収入印紙、郵便切手、はがき等は、当用買いの場合を除き需用品の購買担当者が事務局代表の決裁を得て購入し、その都度受払簿により整理し、現物と受払簿の残高を照合保管し、事務局代表の検印を得なければならない。

第5章 雑 則

(合議等の手続き)

第17条 合議及び承認並びに決裁は、原則として稟議により行うものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関して必要な細則は、会長が別に定める。

(附 則)

第1条 この規程は平成元年5月15日から施行し、昭和63年6月10日から適用する。

第2条 この規程の改正部分は平成10年5月12日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

第3条 この規程の改正部分は平成12年5月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

第4条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第5条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

第6条 この規程は、平成28年10月29日に改定し、平成28年11月1日から施行する。

第7条 この規程の改正部分は平成29年10月28日から施行し、平成29年9月1日から適用する。

第8条 この規程は、2020年6月13日から施行する。